

規制の事前評価書

1 規制の名称

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令

2 担当部局

警察庁交通局交通企画課

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成25年3月

(2) 分析対象期間

平成24年1月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

自転車事故は、全交通事故の約2割を占め、また、事故に関与した自転車の運転者のうち法令違反がなかったものは全体の3分の1にとどまっており、自転車の運転者が法令に違反している運転をしていることが多くの事故の要因になっていると考えられる。

現在、指導取締現場における自転車の運転者への任意の指導では、指導（教育）の時間や手法に限界があり、交通ルールの単なる教示にとどまることがほとんどであり、悪質・危険な違反行為をする自転車運転者の危険性改善の効果には疑問がある。

そこで、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を反復してした自転車の運転者に対し、従来の自己の運転行動がいかに危険であるのかを気付かせ、運転行動を自発的に変容させるための講習（事故原因等についてのディスカッション、事故被害者遺族の手記の朗読等）の受講を命ずることにより、交通の安全の確保を図る必要がある。

(2) 規制の内容

公安委員会は、自転車の運転に関し道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるべきことを命ずることができることとする。

また、受講命令違反については、罰則を設けることにより、担保措置を講ずることとする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の道路交通法に関連条項はない。

6 想定される代替案

警察官は、自転車の運転に関し道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、指導取締現場において、自転車を安全に運転することの大切さについて指導することにより対処する。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けなければならないこととなり、新たな遵守費用が生じる。

代替案については、指導を受けた自転車の運転者は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

(2) 行政費用

改正案については、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令の発出事務及び講習の実施事務が都道府県公安委員会に発生することとなり、新たな行政費用が一定程度生じると認められる。代替案については、通常の警察活動の一環であり、新たな行政費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、新たな社会的費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受講させることにより、自転車の運転者の危険性が改善され、交通の安全を確保することができると考えられる。

代替案については、任意手段である指導では、自転車の運転者の危険性が十分に改善されるとはいえない。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用の点では、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受講するための遵守費用が生じるとともに、受講命令の発出事務及び講習の実施事務に係る行政費用が新たに生じるが、便益の点では、自転車の運転者の危険性が改善され、交通の安全を確保することができ、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では、代替案ではほとんど生じないのに対し、改正案では受講命令に係る一定の費用が生ずることとなる。しかし、便益の点では、代替案では自転車の運転者の危険性が十分に改善されるとはいえないのに対し、改正案ではこれらを改善することが期待されるところ、改正案と代替案のこのような便益の差は、上記の費用の差を上回るものと考えられる。したがって、代替案よりも改正

案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成24年10月から12月にかけて「自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会」(座長：鈴木春男千葉大学名誉教授)において、自転車の交通ルールの徹底方策の在り方に関して幅広く検討が行われ、同年12月に提言が取りまとめられたところ、同提言において、ルール違反者の特性に応じた専門の講習を行うことなどにより、自転車の交通ルールを遵守することの大切さについての「気付き」を促し、その危険性を改善することが適当である旨の言及がなされている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、受講命令の実施状況及び自転車に関連する交通事故の発生状況等を勘案し、講習実施回数、受講者数等が検証可能な規模に達した場合等必要と認められる時期にレビューを行う。